

# 令和4年6月議会

## 議案説明資料

### 目 次

- |           |                                    |     |     |
|-----------|------------------------------------|-----|-----|
| 1. 議案第94号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備<br>に関する条例案  | ... | 1頁  |
| 2. 議案第95号 | 福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改<br>正する条例案 | ... | 50頁 |

総 務 企 画 局

# 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例案の概要

## 第 1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、本市職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

## 第 2 改正の内容

### 1 定年延長にかかる措置

#### (1) 定年年齢の引上げに関する規定の整備

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備を行う。

年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 9 年度	令和 11 年度	令和 13 年度
定年年齢	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

#### (2) 管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備

- ① 管理監督職勤務上限年齢（原則 60 歳）に達した管理監督職（係長級以上）の職員については、翌年の 4 月 1 日までに非管理監督職（係員）に降任する規定を設ける。
- ② 公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設ける。

#### (3) 定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備

- ① 60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。
- ② 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

#### (4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備

職員に 60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。

#### (5) 60 歳を超える職員の給与に関する規定の整備

- ① 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の職員の給料の月額を 7 割水準とする規定を設ける。
- ② 60 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日以後に退職した場合に、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ退職手当が下がらないようにする規定を設ける。

## [定年延長後の職員の勤務形態等に関するイメージ]

59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
		常勤職員として継続勤務（給料月額等は7割） ※管理監督職は管理監督職勤務上限年齢制あり				
		定年前再任用短時間勤務 ※定年年齢の引き上げ期間中は暫定再任用制度あり				

## 2 その他

### (1) 介護時間の期間の延長に関する規定の整備

職員が働きやすい職場環境を整備するため、介護時間の取得期間を連続する5年（現行は3年）に延長するための規定の整備を行う。

### (2) その他

地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

## 第3 施行期日

- 1 第2の1(4) 公布の日
- 2 上記以外 令和5年4月1日

## 第4 改正する条例

条文	条例名称
第1条	福岡市職員の再任用に関する条例
第2条	福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例
第3条	福岡市職員の育児休業等に関する条例
第4条	福岡市職員の定年等に関する条例
第5条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例
第6条	公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例
第7条	福岡市職員の懲戒に関する条例
第8条	福岡市職員厚生会条例
第9条	福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
第10条	福岡市職員の給与に関する条例
第11条	福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例
第12条	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
第13条	福岡市職員退職手当支給条例

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第2条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>法第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間にあつては、休憩時間を除き、32時間を超えない範囲内において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、任命権者が定めるものとする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>第3条の2～第11条の2（略）</p> <p>（介護時間）</p> <p>第11条の3 任命権者は、職員が被介護者の介護をするため、被介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する<u>3年</u>の期間（当該被介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合には、介護時間を与えることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>以下略</p>	<p>○福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>法第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間にあつては、休憩時間を除き、32時間を超えない範囲内において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、任命権者が定めるものとする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>第3条の2～第11条の2（略）</p> <p>（介護時間）</p> <p>第11条の3 任命権者は、職員が被介護者の介護をするため、被介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する<u>5年</u>の期間（当該被介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合には、介護時間を与えることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>以下略</p>

## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第3条関係)

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年福岡市条例第4号)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。</p>	<p>○福岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年福岡市条例第4号)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員(以下「勤務延長職員」という。)</p> <p>(3) <u>定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。第7条第3項において同じ。)</u>を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。)とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(部分休業の時間)</p> <p>第13条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(部分休業の時間)</p> <p>第13条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第4条関係)

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員(福岡市職員で法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。)をいう。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年退職日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)別表第2ア医療職給料表(1)の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、美術館の館長若</p>	<p>○福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第14条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第15条・第16条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第17条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員(福岡市職員で法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。)をいう。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年退職日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、その職務と責任</p>

現 行	改 正 案
<p><u>しくは副館長のうち、美術に関する高度の知識及び経験を有する職員又は博物館の館長若しくは副館長のうち、歴史、民俗等に関する高度の知識及び経験を有する職員で、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるものの定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 <u>任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定</p>	<p><u>に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢65年とすることが著しく不相当と認められる職を占める医師及び歯科医師その他の職員として任命権者が定める職員の定年は、65年を超え70年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 <u>任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第10条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する管理監督職をいう。以下この条において同じ。)を占めている職員については、第10条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定</p>



現 行	改 正 案
<p>により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。</u> (定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により<u>引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> (削る)</p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(以下この章において「管理監督職」という。)は、次に掲げる職(第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員が占める職並びにその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号。以下「給与条例」</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>という。) 第19条の2第1項に規定する職員が占める職(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職を除く。)</p> <p>(2) 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年福岡市条例第17号)第10条の2第1項に規定する職員が占める職</p> <p>(3) 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和49年福岡市条例第80号)第12条の2第1項に規定する職員が占める職</p> <p>(4) 福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)第7条の2第1項に規定する職員が占める職</p> <p>(5) 給与条例別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものが占める職(第1号に掲げる職を除く。)</p> <p>(6) 前各号に掲げる職に準じる職として任命権者が定めるもの (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として任命権者が定める管理監督職の管理監督職勤務上限年齢は、60年を超え64年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。 (他の職への降任等に関する説明書の交付)</p> <p>第8条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)に該当する降任をするとき又は他の職への降任等に伴い降給をするときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第9条 任命権者は、他の職への降任等を行う</p>

現 行	改 正 案
	<p>に当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第12条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(特定管理監督職群による任用)</u></p> <p><u>第11条 前条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、第10条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(延長した異動期間の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、第10条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第14条 任命権者は、第10条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第15条 任命権者は、年齢60年に達する年度の3月31日以後に退職をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>

現 行	改 正 案								
<p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2・3 (略)</p>	<p>第16条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、任命権者が定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(権限の委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項及びこの条例に定めるものを除くほか必要な事項は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員にあっては任命権者が別に定め、これらの職員以外にあっては人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2・3 (略) (定年に関する経過措置)</p> <p>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">61年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">62年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">63年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">64年</td> </tr> </table> <p>5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

現 行	改 正 案										
	<p>4年福岡市条例第 号。附則第7項において「令和4年改正条例」という。)第4条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員であつて、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、第3条第1項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 533 1430 622"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>65年</td> </tr> </table> <p>6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「70年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="826 846 1414 1211"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>66年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>67年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>68年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>69年</td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>7 任命権者は、当分の間、職員(第3条第2項に規定する職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日であ</p>	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年
令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年										
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年										
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年										
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年										
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年										



現 行	改 正 案
	<p>る場合は、当該年度の前年度) ) において、 当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第5条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長されることとされている職員</p> <p>(5)（略）</p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</p> <p>(5) <u>定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6)（略）</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第6条関係)

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡市条例第54号)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3)福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(4)(略)</p> <p>3(略)</p> <p>第3条～第10条(略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(5)(略)</p>	<p>○公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡市条例第54号)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3)福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</p> <p>(4)定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。第11条第5項において同じ。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(5)(略)</p> <p>3(略)</p> <p>第3条～第10条(略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</p> <p>(5)定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(6)(略)</p>

## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第7条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の懲戒に関する条例（昭和26年福岡市条例第57号）</p> <p>（懲戒の効果）</p> <p>第3条 法第29条に規定する減給の期間及び率は、1日以上1年以下、<u>給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）第22条の6第3項に規定する基本となる報酬）の3分の1以下とする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>○福岡市職員の懲戒に関する条例（昭和26年福岡市条例第57号）</p> <p>（懲戒の効果）</p> <p>第3条 法第29条に規定する減給の期間及び率は、1日以上1年以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）第22条の6第3項に規定する基本となる報酬）の3分の1以下とする。</u><u>この場合において、その減じる額が現に受ける給料の3分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>

## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第8条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員厚生会条例（平成25年福岡市条例第17号）</p> <p>（会員）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市長、副市長、水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長並びに福岡市職員で市から給料その他の給与の支給を受ける者（次に掲げる者を除く。以下「職員」という。）をもって厚生会の会員とする。</p> <p>（1）非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>○福岡市職員厚生会条例（平成25年福岡市条例第17号）</p> <p>（会員）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市長、副市長、水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長並びに福岡市職員で市から給料その他の給与の支給を受ける者（次に掲げる者を除く。以下「職員」という。）をもって厚生会の会員とする。</p> <p>（1）非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>3 （略）</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第9条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡市条例第65号）</p> <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10)（略）</p>	<p>○福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡市条例第65号）</p> <p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10)（略）</p>

## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第10条関係）

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 18 号）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>4 任命権者において特に必要があると認める場合は、<u>人事委員会規則の定めるところにより、職員の号給を調整することができる。</u></p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前で人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日の翌日以後在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者の勤務成績が特に良好である場合</u>に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額</u>は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第6条の2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち同項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員の給料月額</u>は、前条第11項の規定にかかわらず、<u>同項の規定による給料月額に、当該短時間勤務職員に係る福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第3条の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間(以下「1週間の正規</u></p>	<p>○福岡市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 18 号）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>4 任命権者において特に必要があると認める場合は、<u>人事委員会規則で定めるところにより、職員の号給を調整することができる。</u></p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前で人事委員会規則で定める期間における当該職員の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日の翌日以後在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員の勤務成績が特に良好である場合</u>に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 （略）</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第6条の2 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち同項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額</u>は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員に係る福岡市職員の勤務</u></p>

現 行	改 正 案
<p>の勤務時間」という。)を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条の3 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>その者が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第7条～第10条の3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</u>(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるとき</p>	<p>時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第3条第3項の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間(以下「1週間の正規の勤務時間」という。)を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条の3 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該育児短時間勤務職員が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合における当該育児短時間勤務職員の受けるべき給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第7条～第10条の3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この条において</u>「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下<u>この条において</u>「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下<u>この条において</u>「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</u>(以下<u>この項において</u>「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下<u>この項及び第4項において</u>「1箇月当たりの運賃</p>



現 行	改 正 案
<p>は、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。</p>	<p>等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。</p>
3 (略)	3 (略)
<p>4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2項に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第2項に定める額又は前項に定める額とする。</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2項に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第2項に定める額又は前項に定める額とする。</p>
5 (略)	5 (略)
<p>6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>
7~11 (略)	7~11 (略)
第11条の2~第14条 (略)	第11条の2~第14条 (略)
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)
<p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間</p>	<p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間</p>

現 行	改 正 案
<p>につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務条件条例第5条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>	<p>につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務条件条例第5条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>

現 行	改 正 案
<p>6～7 (略)</p> <p>第16条～第21条の2 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条の3 第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>第21条の4～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>6～7 (略)</p> <p>第16条～第21条の2 (略)</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p>第21条の3 第6条第2項から第10項まで、第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>第21条の4～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>11 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第 号)第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)第3条第1項ただし書に規定する職員</u></p> <p>(3) <u>福岡市職員の定年等に関する条例(以下この項及び次項において「定年条例」という。)第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>定年条例第3条第2項に規定する職員</u></p> <p>(5) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>12 <u>定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」という。)の前日から引</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「受けるべき給料月額」とあるのは、「受けるべき給料月額と附則第12項、附則第14項又は附則第15項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>17 附則第10項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定</p>

現 行	改 正 案																																																																																																																		
<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139,000</td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> <td>366,600</td> <td>425,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>による説明書の交付の請求があつた場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</p> <p>18 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前市任用臨時労働者職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139,000</td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> <td>366,600</td> <td>425,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前市任用臨時労働者職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>296,200</td> <td>338,600</td> <td>383,000</td> <td>466,000</td> <td>565,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	定年前市任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	定年前市任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		296,200	338,600	383,000	466,000	565,900
職員の区分			職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																																																																																																								
	給料月額 円	給料月額 円		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																																										
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000																																																																																																										
職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																																																																																																														
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																														
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																																																																																																										
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																																										
定年前市任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000																																																																																																										
職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																																																																																																														
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																																														
定年前市任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																														
		296,200	338,600	383,000	466,000	565,900																																																																																																													

現 行								改 正 案																																																																																										
<p>イ 医療職給料表(2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139,000</td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>								職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	<p>イ 医療職給料表(2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用臨時労働者職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139,000</td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用臨時労働者職員</td> <td></td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>139,000</td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>								職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	定年前再任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	定年前再任用臨時労働者職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400										
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																											
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																											
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400																																																																																											
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																											
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																											
定年前再任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400																																																																																											
定年前再任用臨時労働者職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円																																																																																											
		139,000	186,500	233,200	288,000	286,600	319,400																																																																																											
<p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">消 防 職 給 料 表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> <td>366,600</td> <td>425,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>								職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000	<p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">消 防 職 給 料 表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号 給</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> </tr> <tr> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用臨時労働者職員以外の職員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> <td>366,600</td> <td>425,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用臨時労働者職員</td> <td></td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> <td>基 準 給料月額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>186,500</td> <td>233,200</td> <td>288,000</td> <td>286,600</td> <td>319,400</td> <td>366,600</td> <td>425,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>								職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	定年前再任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000	定年前再任用臨時労働者職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級			7 級																																																																																								
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																										
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																										
		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000																																																																																										
職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																																																																										
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																																																																										
定年前再任用臨時労働者職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																										
		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000																																																																																										
定年前再任用臨時労働者職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円																																																																																										
		186,500	233,200	288,000	286,600	319,400	366,600	425,000																																																																																										

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第11条関係）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）</p> <p>（短時間勤務職員等の手当の額）</p> <p>第11条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に支給する第1種勤務差手当の月額は、第4条から前条までの規定にかかわらず、これらに規定する手当の月額に、当該職員に係る福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）第3条の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）</p> <p>（短時間勤務職員等の手当の額）</p> <p>第11条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に支給する第1種勤務差手当の月額は、第4条から前条までの規定にかかわらず、これらに規定する手当の月額に、当該職員に係る福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）第3条の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第12条関係)

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 休日勤務手当は、休日(休日に勤務することを常態として免除されている職員以外の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあつては、規則で定める職員に限る。)にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)である休日が勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日)又は任命権者の定めるところにより休日に代えて勤務することを免除された日(以下「代休日」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを特に命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。ただし、当該職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第15条 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第4条、第4条の3及び第11条の規定は適用しない。</p>	<p>○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 休日勤務手当は、休日(休日に勤務することを常態として免除されている職員以外の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあつては、規則で定める職員に限る。)にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)である休日が勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日)又は任命権者の定めるところにより休日に代えて勤務することを免除された日(以下「代休日」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを特に命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。ただし、当該職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p>第15条 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については、第4条、第4条の3及び第11条の規定は適用しない。</p>



## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第13条関係)

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>○福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)</p> <p>(退職手当の支給等)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、福岡市職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(次に掲げる職員を除く。以下附則第26項及び第34項を除き、「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。</p> <p>(1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)の適用を受ける職員</p> <p>(2) 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年福岡市条例第17号)の適用を受ける職員</p> <p>(3) 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和49年福岡市条例第80号)の適用を受ける職員</p> <p>(4) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u></p> <p>(5) 常時勤務を要しない職務に従事する職員(前号の規定に該当する者及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2条の2～第5条の2 (略)</p>	<p>○福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)</p> <p>(退職手当の支給等)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、福岡市職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(次に掲げる職員を除く。以下附則第26項及び第34項を除き、「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。</p> <p>(1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)の適用を受ける職員</p> <p>(2) 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年福岡市条例第17号)の適用を受ける職員</p> <p>(3) 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和49年福岡市条例第80号)の適用を受ける職員</p> <p>(4) <u>法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員</u></p> <p>(5) 常時勤務を要しない職務に従事する職員(前号の規定に該当する者及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2条の2～第5条の2 (略)</p>

現 行		改 正 案			
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項(第1号及び第4号を除く。)に規定する者のうち、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項(第1号及び第4号を除く。)に規定する者のうち、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から20年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

現 行			改 正 案		
<p>(公務上の傷病又は死亡による退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条 第5条第1項第4号に規定する者に対する同項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(公務上の傷病又は死亡による退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条 第5条第1項第4号に規定する者に対する同項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10(定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から、定年から3年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日の前日までの期間(以下「特例期間」という。)に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10(定年から20年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から、定年から8年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日の前日までの期間(以下「特例期間」という。)に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

現 行	改 正 案
<p>第8条～第9条の3 (略) (退職手当の調整額)</p> <p>第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤(地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。))による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、育児休業法に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、育児短時間勤務その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間(育児短時間勤務をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。以下同じ。))のある月(当該月のすべてが現実に職務に従事することを要しない期間であった月に限る。以下「休職月等」という。)のうち、規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条の5～第17条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職</p>	<p>第8条～第9条の3 (略) (退職手当の調整額)</p> <p>第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤(地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。))による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、育児休業法に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、育児短時間勤務その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間(育児短時間勤務をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。以下同じ。))のある月(当該月のすべてが現実に職務に従事することを要しない期間であった月に限る。以下第10条第5項において「休職月等」という。)のうち、規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条の5～第17条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職</p>

現 行	改 正 案
<p>手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第1項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合)にあっては、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をした</p>	<p>手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第1項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受</p>

現 行	改 正 案
<p>と認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p>第20条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合)にあっては、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 退職をした者(死亡による退職の場合)にあっては、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた</p>	<p>けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p>第20条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合)には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 退職をした者(死亡による退職の場合)には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者で</p>

現 行	改 正 案
<p>場合によっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する福岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職</p>	<p>あった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する福岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職</p>

現 行	改 正 案
<p>に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(退職手当の基本額に関する特例)</p> <p>4 当分の間、35年以下(第3条第1項の規定に該当する退職をした者にあっては、42年以下)の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として、前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6～35 (略)</p> <p>(臨時的任用職員に係る特例)</p>	<p>に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(退職手当の基本額に関する特例)</p> <p>4 当分の間、35年以下(第3条第1項の規定に該当する退職をした者にあっては、42年以下)の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第7条まで及び附則第37項から附則第45項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第38項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として、前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6～35 (略)</p> <p>(臨時的任用職員に係る特例)</p>



現 行	改 正 案
<p>36 第10条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、平成32年3月31日以前の臨時的任用職員としての在職期間を含まないものとする。ただし、同条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間(第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者としての在職期間を除く。)及び第11条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた公庫等職員としての引き続いた在職期間に、同日以前の臨時的任用職員としての在職期間が含まれる場合については、この限りでない。</p>	<p>36 第10条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、令和2年3月31日以前の臨時的任用職員としての在職期間を含まないものとする。ただし、同条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間(第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者としての在職期間を除く。)及び第11条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた公庫等職員としての引き続いた在職期間に、同日以前の臨時的任用職員としての在職期間が含まれる場合については、この限りでない。</p> <p>(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)</p> <p>37 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第37項」とする。</p> <p>38 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第38項」とする。</p> <p>39 前2項の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第 号)第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員及び福岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p>40 福岡市職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額</p>

現 行	改 正 案
	<p>改定に該当しないものとする。</p> <p>41 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項第7号に掲げる者に対する第6条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」と、「20年」とあるのは「15年」と、「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</p> <p>42 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第6条の規定の適用については、「定年から20年」とあるのは、「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）から15年」とする。</p> <p>43 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者が、定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日の属する年度の初日の前日までに退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>

現 行	改 正 案
	<p>44 <u>当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者が、定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>45 <u>当分の間、第5条第1項第4号に掲げる者に対する第7条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」と、「20年」とあるのは「15年」と、「8年」とあるのは「3年」とする。</u></p>

## 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（附則）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第4条の規定による改正後の福岡市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例年齢相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第15条又は第16条第1項の規定により採用された職員をいう
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。
- (14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

## (勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

## (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、任命権者が第1号に掲げる者に準じる職と特に認め、

- かつ、人事委員会の承認を得た者であって、当該退職の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 前2号のいずれかに該当する者として暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第7号において同じ。）をされたことがある者（前2号に掲げる者を除く。）
- (6) 旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）をされたことがある者（前各号に掲げる者を除く。）
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第15条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第16条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、任命権者が第1号に掲げる者に準じる者と特に認め、かつ、人事委員会の承認を得た者であって当該退職の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (7) 前2号のいずれかに該当する者として暫定再任用をされたことがある者（前2号に掲げる者を除く。）
- 3 前2項の規定により採用する者の任期の初日は、当該者が当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達する日の属する年度の翌年度の4月1日以降でなければならない。
- 4 第1項及び第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項及び第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 5 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 6 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第16条第1項に規定する組合（次項並びに附則第7条第1項及び第2項において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第15条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第6項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第16条第1項の規

定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第6項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)



第 11 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条第 1 項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 15 条に規定する年齢 60 年以上退職者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第 15 条又は第 16 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 12 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（改正後の福岡市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第 13 条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第 10 条の規定による改正後の福岡市職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 6 条の 2 第 1 項の規定を適用する。

3 新給与条例第 6 条第 2 項から第 10 項まで、第 8 条の 2 から第 10 条まで及び第 10 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第 14 条 第 12 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条、第 4 条の 3 及び第 11 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（改正後の福岡市職員退職手当支給条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第 15 条 暫定再任用職員は、第 13 条の規定による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する職員とみなして、同項の規定を適用する。

## 2. 議案第 95 号 福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

### 福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

#### 第 1 改正の理由

行政事務の簡素化及び効率化を図るため、職員のサービスの宣誓に係る規定について情報通信技術を利用する方法によることが可能となるよう改める等の必要があるもの。

#### 第 2 改正の内容

- (1) サービスの宣誓方法の改正（第 3 条）  
サービスの宣誓において、対面及び宣誓書への署名を必ずしも要しないこととする。
- (2) 宣誓書の様式（様式第 1 から第 3 まで）  
宣誓書への押印を不要とする。
- (3) その他の事項（第 1 条から第 5 条まで及び様式第 1 から第 3 まで）  
その他規定の整備を行う。

#### 第 3 施行期日

公布の日

福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基</u>き、福岡市職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例において職員とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する<u>す</u>べての職員、人事委員会委員、水道事業管理者及び交通事業管理者をいう。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第3条 新たに職員となつた者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、別記様式（水道局職員、水道事業管理者、交通局職員、交通事業管理者及び消防吏員以外の職員は様式第1、水道局職員、水道事業管理者、交通局職員及び交通事業管理者は様式第2、消防吏員は様式第3）による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 新たに職員となつた者に対する給与の支払行為は、前条第1項に定める宣誓が行われた<u>あと</u>でなければしてはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるものを除く<u>外</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>様式第1～第3まで ※別紙</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基</u>づき、福岡市職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例において職員とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する<u>全</u>ての職員、人事委員会委員、水道事業管理者及び交通事業管理者をいう。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第3条 新たに職員となつた者は、別記様式（水道局職員、水道事業管理者、交通局職員、交通事業管理者及び消防吏員以外の職員は様式第1、水道局職員、水道事業管理者、交通局職員及び交通事業管理者は様式第2、消防吏員は様式第3）による宣誓書を<u>任命権者に提出</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 新たに職員となつた者に対する給与の支払行為は、前条第1項に定める宣誓が行われた<u>後</u>でなければしてはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるものを除く<u>ほか</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>様式第1～第3まで ※別紙</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、<u>国民の意思によつて</u>制定された日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を尊重することを固く誓います。</p> <p>私は、市民全体の奉仕者として公務を民主的<u>且つ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、<u>誠実且つ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>	<p>様式第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、国民の意思によつて制定された日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を尊重することを固く誓います。</p> <p>私は、市民全体の奉仕者として公務を民主的<u>かつ</u>能率的に運営すべき責務を深く自覚し、<u>誠実かつ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名__</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>
<p>様式第2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに国民の意思によつて制定された日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例、規則及び規程を尊重することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を正常<u>且つ</u>民主的能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として<u>誠実且つ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>	<p>様式第2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに国民の意思によつて制定された日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例、規則及び規程を尊重することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を正常<u>かつ</u>民主的能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として<u>誠実かつ</u>公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名__</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>

現 行	改 正 案
<p>様式第3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず全体の奉仕者として誠実<u>且つ</u>公正に消防職務の遂行に<u>当る</u>ことを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>	<p>様式第3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず全体の奉仕者として誠実<u>かつ</u>公正に消防職務の遂行に<u>当たる</u>ことを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> </div>

